

⇨ 役員給与に対する源泉徴収

Q : 役員給与に対する取扱いが今年度改正されましたが、源泉徴収はどのようにしたらいいのですか？

A : これまでと同様、臨時的に支払うものは賞与、それ以外は給与として源泉徴収してください。

【解説】

会社が役員や従業員に対して給与を支給した場合は、所得税の源泉徴収を行わなければなりません。

その源泉徴収すべき税額は、実務上、源泉徴収税額表を用いて算出することとされていますが、給与と賞与とでは、違う源泉徴収税額表を使うこととされています。

ところで、本年度の税制改正では、役員報酬と役員賞与が役員給与として一本化されることとなりましたので、これまでのように役員報酬＝給与、役員賞与＝賞与として源泉徴収税額表にあてはめることができなくなったため、どのように源泉徴収実務をすればいいのかという疑義も生じているようですが、これまでと同様に、臨時的に支払うものは賞与、それ以外のものについては給与として取り扱えばよいことになります。

すなわち、定時同額の給与については給与、事前確定届出給与や利益連動給与等については賞与として源泉徴収すればよいこととなります。

